

研究所 月報 2025.10

令和7年度

年末調整の変更点

■基礎控除の引き上げ

基礎控除については、次のように48万円から最大95万円まで段階的に引き上げられます。

従来は一律48万円となっていましたが、令和7年は合計所得金額に応じて58万円～95万円の範囲で控除されることとなります。これは、令和7年・8年の暫定的措置となっており、令和9年以降は一律58万円の控除になります。

ただし、合計所得金額2,350万円超に対する基礎控除額は、従来通り、段階的に48万円～16万円の間に減額措置が適用されます。

■給与所得控除の引き上げ

給与所得控除については、これまでは年収額（＝給与等の収入金額）に応じて55万円を最大として段階的に設定されていた控除額が、一律65万円に引き上げられます。

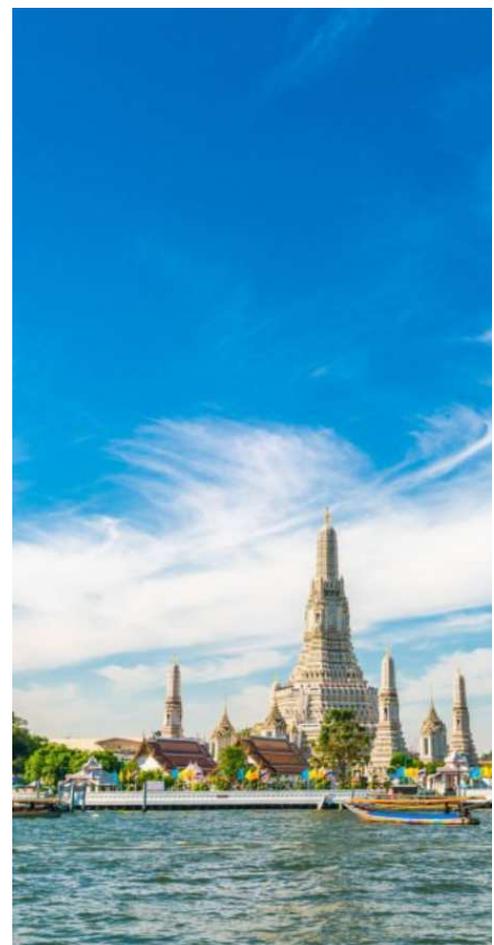
■扶養控除・配偶者控除などの所得要件が緩和

昨年までは対象外だった「年収103万円～130万円未満の家族（妻・子・親など）」が控除対象になる可能性があります。勤労学生控除についても、合計所得金額の要件が「75万円以下」から「85万円以下」へと引き上げられ、これによりアルバイト収入がある学生でも控除対象になりやすくなりました。

■特定親族特別控除の新設

基礎控除の引き上げに伴い、大学生の年代の子ども（19歳以上23歳未満）がいる世帯の税負担を軽減するため、「特定親族特別控除」が創設されました。

これは、従来、いわゆる「103万円の壁」を意識して就業調整をしていた学生アルバイトに対する措置で、特定親族にあたる扶養親族の合計所得金額に応じて段階的に特別控除が受けられるというものです。



協会けんぽの給付に関連する電子申請 来年1月導入予定

企業が行う電子申請手続きは、電子申請 API 対応のソフトウェアの普及と相まってかなり利用が進んできました。一方で、社会保険の傷病手当金や出産手当金等の給付に関する手続きは、電子申請への対応が進んでいない状況があります。

これに関連し、協会けんぽでは 2026 年 1 月のサービス開始に向けて、電子申請の導入を進めています。現状、予定されている内容は、先日公開された「第 137 回全国健康保険協会運営委員会資料」で示されており、申請の流れの概要は以下の通りです。

1. 「協会けんぽのホームページ」または「けんぽアプリ」から電子申請サイトにログインをする。
2. 希望する申請書を選択し、マイナンバーカードを利用（被保険者および被扶養者）して協会けんぽの資格情報を取得する。
3. 申請情報を入力して必要な添付書類を電子ファイルでアップロードする。
4. 申請が完了。給付金等については「受付」「審査中」「審査完了」「返戻」など、審査状況が確認できる。

電子申請の導入

背景・目的

加入者の利便性の向上や負担軽減及び業務効率化のため、政府の「デジタル・ガバメント実行計画」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づく電子申請サービスの導入を推進することとし、令和8年1月のサービス開始に向けて、準備を進めています。

電子申請の利用方法

利用対象者	被保険者、被扶養者（一部申請に限る）、社会保険労務士（保健事業は除く） ※被保険者と被扶養者は、マイナンバーカードで本人確認を行うため、マイナンバーカード所持者が利用可能。 ※社会保険労務士は、事前にユーザーID/パスワードを取得することで利用可能。
利用可能時間	平日8時～21時 ※土日祝日および年末年始（12/29～1/3）を除く
申請の流れ（概要）	①「協会ホームページ」または「けんぽアプリ」から電子申請サイトにログイン。 ②希望する申請書を選択し、マイナンバーカードを利用（被保険者および被扶養者）して協会けんぽの資格情報を取得。 ③申請情報を入力して必要な添付書類を電子ファイルでアップロード。 ④申請完了。給付金等については「受付」「審査中」「審査完了」「返戻」など、審査状況が確認可能。

詳細はまだわかりませんが、紙を用いた申請よりも利便性があがり、郵送に要していた時間が短縮されることを期待したいところです。

ひらたコラム

「日頃の行い」って大事なんだな…と、実感した9月でした。

1年に1度の特別なオフロードバイクの大会、会場は北海道日高町。一昨年に初参加してからその魅力に取り憑かれ、3年連続となる参加をしてきました。

ただ、今回違ったのは、それまでの準備がおろそかになっていたということ。3年目というゆるみもあったのでしょう。多忙や腰痛を言い訳に、バイクの準備も仕事の段取りもそこそこに、落ち着かないまま慌ただしく当日を迎えました。

結果は、ドブ川に落ちてリタイヤ。因果応報とはこのことです。「日高の神」が、そんな気持ちで日高は走らせないぞ、と言っているようでした。心を入れ替え、生活や仕事に向き合わなければ！ と実感した大切な出来事でした。



発行／2025年9月30日 第161号
平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか
733-0865 広島県広島市西区草津本町 9-18-201
TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544
Mail info@tairaken95.com
URL http://tairaken95.com

